

公益社団法人 日本獣医師会
「令和8年熊本地震動物救護活動等支援金」
募 集 要 領

1 趣 旨

日本獣医師会は、令和8年熊本地震における被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等の支援を目的として「令和8年熊本地震動物救護活動等支援金」を募集する。

2 支援金の名称

令和8年熊本地震動物救護活動等支援金

3 募金の期間

令和8年8月4日から当分の間（募金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえ決定する。）とする。

4 支援金の募集と振込み（寄附）先

会員地方獣医師会は、前記1の趣旨を受け、会員構成獣医師及び一般市民からの支援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を次の支援金振込口座に振り込むこととする。

「令和8年熊本地震動物救護活動等支援金」振込口座			
銀 行 名	みずほ銀行	(0001)	
支 店 名	青山支店	(211)	
区分・口座番号	普通預金	(2428405)	
口 座 名 義	コウエキシャダンホウジンニホンジュウイシカイ 公益社団法人日本獣医師会 会長 蔵内 勇夫		

5 支援金の使途、取扱いについて

一般寄附金は、寄附総額の50%以上を定款第4条に規定する本会事業（公益目的事業）に使用する。

前記4により所定の支援金振込口座に入金された支援金は、令和8年熊本地震における被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等を支援するとともに、募金状況を踏まえて本会公益目的事業の強化に充てる。

6 税の優遇措置

本会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」としての認定を受けているので、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられる。また、税額控除に係る証明を取得しているため、個人様の寄附については前記の所得税又は所得控除のいずれか一方を選択することができる。

また、受領書（領収書）を必要とされる際は、①会員構成獣医師及び一般市民が地方獣医師会へ送金した日付、②氏名（受領書に記載する氏名）、③住所、④募金金額を取りまとめの上、メール（soumu@nichiju.or.jp）にてご連絡願います。後日、本会から地方獣医師会に当該会員構成獣医師及び一般市民あての受領書（領収書）を郵送する。